平成２５年（フ）第１６７号
神奈川県秦野市今川町２番15号　リバーサイド小泉302号
債務者　中嶋　和子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１０号
札幌市東区北12条東13丁目１番12―203号
債務者　沢田千加子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１８号
札幌市清田区清田２条３丁目10番47号　ジオンコート清田306号
債務者　林　　千鶴（旧姓関・國分・香野）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７５号
札幌市厚別区厚別町上野幌686番地43　アミュージョン・シャトー206号
債務者　鹿島　理絵（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
群馬県藤岡市下栗須210番地１　江原アパート北棟東
債務者　浅見　　惇
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３６号
群馬県富岡市富岡771番地１
債務者　中野　好成
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１２７号
神奈川県平塚市徳延104番地の１　コーポ徳延２号棟105
債務者　渡邉　　功
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０号
京都府南丹市日吉町田原城ケ下38番地１
債務者　栃下芙さ恵
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第９７１号
石川県野々市市三納３―144レオパレス二反田203号、申立時の住所堺市堺区東湊町２丁136番地２　カルム播磨201号
債務者　七条　隆志（旧姓八代）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
堺市北区北花田町２丁216番地１　エステート杉山103号
債務者　田村　裕治
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
大阪府富田林市楠町４番６―502号
債務者　クリエイティブデザインスタジオ　でんクリドットコムこと　栗原　克彦
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目５番１―301号、前住所大阪府羽曳野市伊賀１丁目18番４号
債務者　海原　由香
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
大阪府松原市高見の里２丁目32番地の８
債務者　誉田　まみ
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
大阪府富田林市清水町３番７―203号
債務者　梅田　朱実
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
大阪府羽曳野市野々上４丁目１番13号
債務者　遠藤　和子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟818号室
債務者　藤原　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
大阪府柏原市国分西２丁目３番66―103号　ハイツあかしど
債務者　松田　瑠璃（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係